

平成十九年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 .....	1
特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 .....	3
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	4
職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	5
執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例 .....	5
特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	6
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 .....	6
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 .....	7
職員の自己啓発等休業に関する条例 .....	9
島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例 .....	10
島根県県税条例の一部を改正する条例 .....	11
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	11

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	18
公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を 改正する条例 .....	19
島根県営住宅条例の一部を改正する条例 .....	19

平成19年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第136号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第137号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第138号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、第2号任期付研究員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 扶養手当の手当額の改正

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を1人につき6,500円とすること。

(3) 期末手当の支給割合の改正

ア 平成19年度

(イ) 職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）で(イ)及び(ウ)以外のもの

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（管理又は監督の地位にある職員等を除く。）	12月	100分の160	100分の150
管理又は監督の地位にある職員等（特定幹部職員を除く。）	12月	100分の160	100分の140
特定幹部職員	12月	100分の140	100分の120

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（管理又は監督の地位にある職員等を除く。）	12月	100分の85	100分の80
管理又は監督の地位にある職員等（特定幹部職員を除く。）	12月	100分の85	100分の75
特定幹部職員	12月	100分の75	100分の65

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

区 分	支給月	改正前	改正後
第1号任期付研究員及び特定任期付職員	12月	100分の175	100分の160
第2号任期付研究員	12月	100分の175	100分の167.5

イ 平成20年度以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員等

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（管理又は監督の地位にある職員等を除く。）	6月	100分の140	100分の130
管理又は監督の地位にある職員等（特定幹部職員を除く。）	6月	100分の140	100分の130
	12月	100分の140	100分の150
特定幹部職員	6月	100分の120	100分の110
	12月	100分の120	100分の130

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員

区 分	支給月	改正前	改正後
職員等（管理又は監督の地位にある職員等を除く。）	6月	100分の75	100分の70
管理又は監督の地位に	6月	100分の75	100分の70

ある職員等（特定幹部職員を除く。）	12月	100分の75	100分の80
特定幹部職員	6月	100分の65	100分の60
	12月	100分の65	100分の70

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

区 分	支給月	改正前	改正後
第1号任期付研究員及び特定任期付職員	6月	100分の160	100分の150
	12月	100分の160	100分の170
第2号任期付研究員	6月	100分の160	100分の150
	12月	100分の167.5	100分の170

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

平成19年12月1日から施行し、2の(1)及び(2)については、平成19年4月1日から適用する。ただし、2の(3)のイについては、平成20年4月1日から施行する。

第139号議案

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第136号議案から第138号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員等の期末手当について一般職の職員に対する期末手当の支給割合の改正と同様の措置を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 期末手当の支給割合の改正

ア 平成19年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の175	100分の160

イ 平成20年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の160	100分の150
12月	100分の160	100分の170

(2) その他規定の整理

### 3 施行期日

2の(1)のアについては平成19年12月1日から、2の(1)のイ及び(2)については平成20年4月1日から施行する。

## 第140号議案

### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

県財政が極めて厳しい状況にある中、財政健全化へ向けた取組として知事等の給与について更に減額を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 知事等の給与の減額率及び減額期間の改正

###### ア 減額率の改正

区 分	改正前	改正後
知 事	100分の20	100分の25
副 知 事	100分の15	100分の20
常勤の監査委員 病院事業管理者 教 育 長	100分の15	100分の18

###### イ 減額期間の改正

平成23年度まで4年間延長すること。

(2) その他規定の整理

### 3 施行期日等

平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の給与について適用する。

## 第141号議案

### 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

県財政が極めて厳しい状況にある中、財政健全化へ向けた取組として職員の給与の減額期間を4年間延長するとともに、管理職について更なる減額措置を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 減額期間の改正

給与の減額期間を平成23年度まで4年間延長すること。

##### (2) 管理職手当に係る減額率の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
部 次 長 級	100分の10	100分の25
課 長 級	100分の8	100分の20

#### 3 施行期日等

平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の給与について適用する。

## 第142号議案

### 執行機関である委員会の委員等の報酬の特例に関する条例

#### 1 提案理由

県財政が極めて厳しい状況にある中、財政健全化へ向けた取組として執行機関である委員会の委員等の報酬について減額を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 減額対象者及び減額率

減 額 対 象 者	減 額 率
教育委員会の委員（教育長に任命された委員を除く。）、選挙管理委員会の委員、人事委員会の委員、非常勤の監査委員、公安委員会の委員、労働委	100分の10

員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員及び内水面漁場管理委員会の委員

(2) 減額期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日までとすること。

3 施行期日等

平成20年4月1日から施行し、平成20年4月分以後の報酬について適用する。

第143号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県財政が極めて厳しい状況にある中、財政健全化へ向けた取組として知事、副知事及び出納長の退職手当について減額を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

知事等の退職手当を当分の間次の減額率により減額すること。

区 分	減 額 率
知 事	100分の10
副 知 事 出 納 長	100分の5（平成19年4月30日以後の在職月数に応じる分に限る。）

3 施行期日

公布の日から施行する。

第144号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

日本年金機構法の制定により、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

船員保険制度のうち雇用保険に相当する部分が雇用保険制度に統合されることに伴う改正規定等の施行期日の改正

改正前	改正後
平成22年4月1日	日本年金機構法の施行の日

- 3 施行期日  
公布の日から施行する。

## 第145号議案

### 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児短時間勤務の制度を設けるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児短時間勤務（任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子とその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項について定めること。

(ア) 育児短時間勤務をすることができない職員

(イ) 育児短時間勤務の終了の日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情

(ウ) 交替制等勤務職員に係る育児短時間勤務の勤務の形態

(エ) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求に係る手続

(オ) 育児短時間勤務の承認の取消事由

(カ) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、当該育児短時間勤務をしていた職員に引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務すること（以下「育児短時間勤務の例による短時間勤務」という。）を命ずることができるやむを得ない事情

(キ) 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合の職員への通知

- (ク) 育児短時間勤務をしている職員の給与の特例
- (ケ) 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い
- (コ) 育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員への(ク)及び(ケ)の準用

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員（育児短時間勤務をする職員の当該育児短時間勤務の期間における業務を処理するため採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の任期の更新に係る手続及び給与の特例について定めること。

ウ 部分休業することができない職員に、育児短時間勤務をしている職員及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）を加えること。

(2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

ア 育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りは、短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めること。

イ 育児短時間勤務職員等には、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができること。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りは、任命権者が定めること。

(3) 職員の休日及び休暇に関する条例及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

ア 育児短時間勤務職員等に付与される年次有給休暇は、その者の勤務時間を考慮して20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とすること。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に付与される私傷病による休暇については、延長はできないこと。

(4) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

裁量勤務を行う第1号任期付研究員が育児短時間勤務職員等である場合の勤務時間の算定について、所要の規定の整備を行うこと。

(5) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

(2)及び(3)に同じ。

(6) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

諸手当に関する規定の一部について、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員には適用しないこと。

(7) 次に掲げる条例の一部を改正すること。

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例

ウ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例

エ 県立学校の教育職員の給与に関する条例

(8) その他規定の整理

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

## 第146号議案

### 職員の自己啓発等休業に関する条例

1 提案理由

地方公務員法の改正に伴い、職員の自発的な大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) この条例は、職員の請求に基づく大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）の制度の実施に関し必要な事項を定めること。

(2) 任命権者は、在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、自己啓発等休業をすることを承認することができること。

(3) 自己啓発等休業の実施のため、次の事項を定めること。

ア 自己啓発等休業の期間

大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間とすること。

イ 自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設及び国際貢献活動

ア 学校教育法に規定する大学又は大学院

イ 大学又は大学院に相当する教育を行う課程を置く教育施設

- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる教育施設に相当する外国の大学等
  - (エ) 独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動
  - ウ 自己啓発等休業の期間の延長  
特別な事情がある場合を除き1回に限ること。
  - エ 自己啓発等休業の承認の取消事由
    - (ア) 大学等課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又は参加している国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
    - (イ) 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。
  - (4) 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整及び退職手当の取扱いについて定めること。
  - (5) 次に掲げる条例の一部を改正すること。
    - ア 島根県職員定数条例
    - イ 県立学校の職員定数条例
    - ウ 市町村立学校の教職員定数条例
    - エ 島根県地方警察職員定員条例
    - オ 島根県企業局職員定数条例
    - カ 島根県病院局職員定数条例
    - キ 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
    - ク 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - (6) その他所要の事項を定めること。
- 3 施行期日  
平成20年4月1日から施行する。

## 第147号議案

### 島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

簸川郡斐川町、邑智郡邑南町、鹿足郡津和野町及び同郡吉賀町が福祉事務所を設置することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 東部福祉事務所を廃止すること。

(2) 西部福祉事務所の位置を邑智郡川本町に、所管区域を邑智郡川本町及び同郡美郷町に改めること。

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。

第148号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者自立支援法の制定により、社会福祉事業の再編がなされたこと等から、自動車税の課税免除等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 自動車税の課税免除対象となる自動車の改正

改正前	改正後
共同作業所を運営する事業を行う者が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車	社会福祉法人、公益法人又は特定非営利活動法人が生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業又は地域活動支援センターを経営する事業において専ら利用者の移動又は原材料若しくは生産品の輸送の用に供する自動車

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)については平成20年4月1日から、2の(2)については公布の日から施行する。

第149号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったこと等に伴

い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

(1) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、津和野町及び海士町に権限移譲すること。

### ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

ア 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知

イ 登記の完了の届出の受理

ウ 不正行為等の報告の受理

エ 役員の氏名等の変更の届出の受理

オ 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理

カ 事業報告書等の受理及び閲覧の実施

キ 仮理事及び特別代理人の選任

ク 解散の認定及び解散の届出の受理

ケ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の承認

コ 合併の認証

セ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理

シ 裁判所に対する意見の陳述及び調査

ス 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令

セ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付

ソ 警察本部長の意見の聴取

### イ 租税特別措置法施行令に基づく事務

特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付

(2) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。）を浜田市、出雲市、益田市、江津市、飯南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること。

(3) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市、雲南市及び海士町に権限移譲すること（雲南市にあっては児童厚生施設に係るものに限

り、海士町にあっては公立の保育所に係るものを除く。 )。

ア 児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設に限る。以下同じ。 ）の設置、廃止、休止又は変更の認可、承認又は届出の受理

イ 児童福祉施設に対する報告の徴収、質問又は立入検査

ウ 児童福祉施設の設置者等に対する改善の勧告又は命令及び事業の停止の命令

エ 私立の児童福祉施設の設置の認可の取消し

(4) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市及び海士町に権限移譲すること。

ア 認可外保育施設に対する報告の徴収又は立入調査

イ 認可外保育施設の設置者に対する改善その他の勧告及び勧告に従わなかった旨の公表

ウ 認可外保育施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令

エ 認可外保育施設の事業開始等の届出の受理及び届出に係る事項の通知

オ 認可外保育施設の運営の状況の報告の受理、通知及び公表

(5) 社会福祉法に基づく事務のうち、放課後児童健全育成事業（第二種社会福祉事業に該当するものに限る。 ）の開始、変更又は廃止の届出の受理を松江市、出雲市、雲南市及び海士町に権限移譲すること。

(6) 社会福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲すること。

ア 社会福祉法人（保育所を経営する事業のみを行うものに限る。以下同じ。 ）の定款の認可等

イ 社会福祉法人の監事からの報告の受理

ウ 社会福祉法人の仮理事及び特別代理人の選任

エ 社会福祉法人の解散又は合併の認可、認定等

オ 社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理、業務状況等の報告の徴収又は検査

カ 社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員解職の勧告及び弁明の機会の付与並びに解散命令

キ 社会福祉事業の経営者に対する経営の制限、停止の命令又は認可の取消し（社会福祉法人に係るものに限る。クにおいて同じ。 ）

ク 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者に対する寄附金の募集の許可、当該許可に係る条件の付与及び当該募集の結果の報告の受理

- (7) 次の事務を益田市及び安来市に権限移譲すること。
- ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託
  - イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託
- (8) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務のうち、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、東出雲町、奥出雲町、斐川町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲しているものから、特定公共的施設（建築物に限る。）の新築等の届出の受理（浜田市、益田市、大田市及び安来市にあっては、県の建築主事がかさどることとなる事務に係るものに限る。）を削除すること。
- (9) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を松江市、益田市及び川本町に権限移譲すること。
- ア 専用水道の布設工事の設計の適合性の確認
  - イ 専用水道の給水の開始前の届出等の受理
  - ウ 専用水道の水道施設の改善の指示
  - エ 専用水道の水道技術管理者に対する警告又は水道技術管理者の変更の勧告
  - オ 専用水道の設置者に対する給水停止の命令
  - カ 専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査
- (10) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を雲南市及び川本町に権限移譲すること。
- ア 簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の指示
  - イ 簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令
  - ウ 簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査
- (11) 農地法に基づく事務のうち、次の事務を川本町に権限移譲すること。
- ア 農地の転用の許可（面積が2ヘクタールを超えないものに限る。イにおいて同じ。）
  - イ 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
  - ウ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
  - エ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴収
  - オ 違反転用に対する監督処分
- (12) 農業協同組合法に基づく事務のうち、次の事務を飯南町に権限移譲すること。
- ア 農事組合法人の定款の変更、成立、解散、合併等の届出の受理

- イ 農事組合法人の仮理事の選任
  - ウ 農事組合法人の解散及び清算の際の裁判所に対する意見の陳述及び調査
  - エ 農事組合法人の解散の登記の嘱託
  - オ 農事組合法人に対する報告の徴収、資料の提出の命令、業務又は会計の状況の検査及び措置命令その他の命令
- (13) 森林法に基づく民有林の開発行為の許可及び監督処分（面積が5ヘクタールを超えないものに限る。）を雲南市及び津和野町に権限移譲すること。
- (14) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、市町村に権限移譲している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場合の許可について、ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を市町村の権限とすること。
- (15) 商工会議所法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市及び益田市に権限移譲すること。
- ア 特定商工業者の該当基準の許可
  - イ 商工業者法定台帳の作成期間の延長
  - ウ 特定商工業者に対する負担金の賦課の許可
  - エ 商工会議所の定款の変更の認可
  - オ 商工会議所に対する報告の徴収、検査その他の監督
- (16) 商工会法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲すること。
- ア 商工会の設立の認可
  - イ 商工会の臨時総会の招集の承認
  - ウ 商工会の定款の変更の認可
  - エ 商工会に対する決算関係書類の受理、報告の徴収、立入検査その他の監督
  - オ 商工会の解散の届出の受理、合併の認可等
- (17) 土地区画整理法に基づく事務のうち、次の事務を雲南市に権限移譲すること。
- ア 個人施行者の土地区画整理事業の施行の認可、規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可、廃止又は終了の認可等
  - イ 土地区画整理組合の設立及び事業計画の認可、公告等

- ウ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出の受理及び公告
  - エ 土地区画整理組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可、公告等
  - オ 土地区画整理組合の解散の認可及びその公告又は認可の取消しの公告
  - カ 土地区画整理組合の決算報告書の承認
  - キ 土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可、原状回復の命令、移転又は除却の命令、代執行及び代執行の公告等
  - ク 個人施行者又は土地区画整理組合の換地計画の認可又は変更の認可
  - ケ 個人施行者又は土地区画整理組合の換地処分の届出の受理及び公告
  - コ 個人施行者又は土地区画整理組合の報告若しくは資料の徴収又は勧告、助言若しくは援助
  - サ 個人施行者に対する検査、措置命令又は土地区画整理事業の施行の認可の取消し及びその公告
  - シ 土地区画整理組合に対する検査、措置命令、設立の認可の取消しその他の監督
  - ス 個人施行者又は土地区画整理組合の土地区画整理事業の事業計画又はその変更についての島根県農業会議又は土地改良区からの意見の聴取
- (18) 土地区画整理法に基づく事務のうち、次の事務を松江市、益田市及び雲南市に権限移譲すること。
- ア 土地区画整理組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理
  - イ 区画整理会社の土地区画整理事業の施行の認可、規準又は事業計画の変更の認可等
  - ウ 区画整理会社の合併又は土地区画整理事業の譲渡、廃止、終了等の認可
  - エ 区画整理会社の換地計画の認可又は変更の認可
  - オ 区画整理会社の換地処分の届出の受理及び公告
  - カ 区画整理会社の報告若しくは資料の徴収又は勧告、助言若しくは援助
  - キ 区画整理会社に対する検査、措置命令又は土地区画整理事業の施行の認可の取消し及びその公告
  - ク 区画整理会社の土地区画整理事業の事業計画又はその変更についての島根県農業会議又は土地改良区からの意見の聴取

(19) 都市再開発法に基づく事務のうち、次の事務を益田市に権限移譲すること。

ア 個人施行者の第一種市街地再開発事業の施行の認可、規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可、終了の認可等

イ 市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、公告等

ウ 市街地再開発組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理

エ 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出の受理及び公告

オ 市街地再開発組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可、公告等

カ 市街地再開発組合の解散の認可及びその公告又は認可の取消しの公告

キ 市街地再開発組合の決算報告書の承認

ク 再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可、規準又は事業計画の変更の認可等

ケ 再開発会社の合併若しくは分割又は市街地再開発事業の譲渡及び譲受の認可

コ 再開発会社の審査委員の選任の承認

サ 再開発会社の市街地再開発事業の終了の認可

シ 第一種市街地再開発事業の施行のための土地の立入り、試掘等の許可

ス 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可、原状回復の命令、移転又は除却の命令、代執行及び代執行の公告等

セ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の市街地再開発事業の施行地区の権利変換計画の認可

ソ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の第一種市街地再開発事業の施行地区内の土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行等

タ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社の市街地再開発事業の施設建築物の特定建築者の承認等

チ 第一種市街地再開発事業の事業代行の開始、終了等の決定、公告等

ツ 個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対する報告若しくは資料の徴収、勧告、助言若しくは援助又は措置命令

テ 個人施行者に対する検査、措置命令又は第一種市街地再開発事業の

施行の認可の取消し及びその公告

ト 市街地再開発組合に対する検査、措置命令、設立の認可の取消しその他の監督

ナ 再開発会社に対する検査、処分取消し、変更若しくは停止、工事の中止若しくは変更その他措置命令又は市街地再開発事業の施行の認可の取消し及びその公告

(20) 引用する条項の整理

3 施行期日

平成20年4月1日から施行する。ただし、2の(8)及び(20)については公布の日から、2の(2)(浜田市、益田市、江津市、津和野町及び吉賀町に係る部分に限る。)及び(11)については平成20年10月1日から施行する。

第150号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立湖陵病院の移転に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県立湖陵病院の経営の基本に関する事項の改正

	改正前	改正後
名称	島根県立湖陵病院	島根県立こころの医療センター
診療科目	精神神経科	精神科、神経内科、心療内科
病床数	精神病床 258	精神病床 242

3 施行期日

平成20年2月1日から施行する。

## 第151号議案

### 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

公害紛争処理法施行令の改正に準じて、仲裁手續の利用を促進するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

調停が打ち切れ、又は打ち切られたものとみなされた事件につきなされた仲裁の申請に係る手数料については、調停の際納めた手数料の額を控除した額とすること。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第152号議案

### 島根県営住宅条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

県営住宅において暴力団員を排除することを明確にするため、及び県営住宅を新設するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 県営住宅における暴力団員の排除に係る規定の整備

ア 入居者は、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でない者でなければならぬことを明記すること。

イ 入居者が死亡し、又は退去した場合において、入居の承継の承認を受けようとする者が暴力団員であるとき（同居する者が該当する場合を含む。）は、承認をしてはならぬことを明記すること。

ウ 入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする場合において、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認をしてはならぬことを明記すること。

エ 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由となることとすること。

オ エの事由により明渡しを請求したときは、請求の日の翌日から明渡

しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができることとする。

カ 入居者駐車場を使用する者は、工の事由に該当しない者でなければならないこととする。

(2) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
江津中央団地	江津市

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(2)については、規則で定める日から施行する。